

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

水災への備えは万全に!!

～ゲリラ・集中豪雨による水災が頻繁に起きています!!～



ここ数年は異常気象の影響で、ゲリラ豪雨や局地的な集中豪雨による水災の被害が頻繁にニュースや新聞などで報じられています。広島での土砂災害などの被害はまだ私たちの記憶に新しいところです。今や異常気象が当たり前のよう各地で起き得るという状況のなか、各家庭でもできる範囲での防災・減災とりわけ水災への備えを図っておく必要があります。

局地的な大雨が家庭にもたらした水災例

ケース1

マンション4階の住居で、ベランダの排水溝に枯れ葉やビニール袋がつまり排水不全になり、たまった雨水がサッシを乗り越えて部屋に浸水。その水が3階、2階、1階の階下の部屋に被害をもたらしました。

ケース2

大雨で地域の河川の水域が増し、水が下水道を逆流してマンホールのふたを押し上げるような状況のなか、河川から半径100メートル以内の住居では、風呂場やトイレの排水溝から水が逆流するようなケースが相次ぎました。

ケース3

一階が地上よりやや低いところに位置する「半地下」づくりの集合住宅や戸建ての住居で、今まで経験したことがないような大雨による床上浸水の被害が起きました。



これらのケースは、ゲリラ豪雨と呼ばれるような集中豪雨を経験したことがない家庭で実際に起きた水災の一例です。

自分の住まいの地域でも水災は起こり得る意識を持って備えよう!!

こうした水災への対応に詳しい鑑定会社によると、「家庭における水災への備えとしては、室内への浸水をなるべく抑えることがポイントです。例えば、



入ってきた水を外に放出するための揚水ポンプを購入しておくとも万一の時に役立ちます。また、玄関先やベランダと部屋の境など浸水しそうな場所にベニヤ板を立てかけることも効果的です」とい

います。

日頃から、ベランダの排水溝のつまり具合など家周りをチェックするとともに、防災グッズを備えておくことが大切です。そして、テレビやラジオ、新聞などの天気予報に注意することです。そして何よりも、自分の住まいの地域でも水災などの影響は起こり得るという意識を持って生活することが重要です。



～相続財産を受け取る権利のある人って誰?～

日本相続学会 理事 榊原 正則

配偶者は常に相続人ですが、他の親族は順位で決定!!

人が亡くなると、その人の持つ一切の権利義務を相続人（法定相続人）が受け継ぐこととなります。民法では、被相続人（死亡した人）の配偶者、子、直系尊属（親、祖父母など）、兄弟姉妹に限定して相続権を認めています。

しかし、そうした親族だからといって常に相続人になれるわけではありません。配偶者は常に相続人になれますが、それ以外の相続人は次の順位で決定します。

①第1順位

子（その子が相続開始以前に死亡したり、相続権を失ったりした場合は、その子の子、つまり被相続人の孫が代襲相続人）

②第2順位

①で子（代襲相続人を含む）がない場合は、被相続人の直系尊属（父母、祖父母など）

③第3順位

①②で代襲相続人を含む子も直系尊属もない場合は、被相続人の兄弟姉妹（代襲相続人を含む）

ただし、被相続人の甥、姪まで）

上記順位のいずれの人も全くいない場合は配偶者のみが相続人になり、反対に配偶者がいない場合は上記順位に従い相続人が決定します。

民法では、配偶者を含め、これらの順位により決定した相続人を「法定相続人」といいます。

相続を放棄した場合の相続人に注意!!

ところで、民法では相続から3か月以内であれば相続放棄を認めています。この場合は注意が必要です。なぜなら、相続放棄をしたときは、次順位の人が新たな相続人となるからです。

もし、被相続人が多額の借金を抱えていた場合、相続放棄を伝えなければ次順位以下の相続人は知らないうちに借金返済義務を負うこととなります。したがって、相続を放棄するときは速やかに次順位の

相続人の順位



相続人に伝えることが必要です。

相続分は民法で定められている!!

各相続人が相続財産に対して持っている権利のことを相続分といいます。各共同相続人は、その相続分に応じ、被相続人の権利義務を承継することになっています。

遺言による指定がない場合には、民法によって各共同相続人の相続分が決まることになります。この民法に規定する相続分のことを「法定相続分」といいます。

ただし、相続人は必ずしも正確に法定相続分どおりに遺産分割しなければならないことはなく、誰がどの財産を相続するかは相続人間の話し合いによることになります。

法定相続分一覧表

順位	法定相続人		法定相続分				
			配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹	
①	子がいる場合	配偶者がいる場合	2分の1	2分の1	—	—	
		配偶者がいない場合	—	1	—	—	
②	子がない場合	配偶者がいる場合	3分の2	—	3分の1	—	
		配偶者がいない場合	—	—	1	—	
③	子と直系尊属がない場合	配偶者がいる場合	兄弟姉妹がいる場合	4分の3	—	—	4分の1
			兄弟姉妹がいない場合	1	—	—	—
		配偶者がいない場合	—	—	—	—	1

(注) 同順位の法定相続人が複数いる場合は、その者たちで法定相続分を按分します。



「代襲相続人」とは? 本来相続すべき相続人が相続発生以前に死亡等していた場合に、その者に代わって相続権を得る人のことをいいます。代襲相続人が複数になることもあります。

～交通事故による企業損失と責任～

日本リスクマネジメント研究所 代表 山田 幸洋

交通事故により、企業は人的・物的損失を被るだけでなく、法的・道義的責任も負わねばなりません。これによる企業ダメージは計り知れず、その回避のために企業と従業員とが一体となって安全運転確保に取り組むことが必要です。

●人・物・利益・社会的信用面で大きなダメージが!!

交通事故は「人」「物」「利益」「社会的信用」面で、企業に直接的・間接的損失をもたらします（表）。

事故の程度によっては労働力の喪失・低下をもたらし、業績に大きな悪影響を及ぼしかねません。また、代替要員確保のための時間と労力が必要となります。

事故車両の修理費用、さらに廃車となれば新車再取得費用の負担を余儀なくされます。商品等の運搬中であれば、その価値を失うことによる利益損失が生じます。

最近では企業活動に安全・安心を求める社会的要求が高まっています。これに反する交通事故は企業のイメージダウン、信用失墜につながり、ひいては業績が悪化するケースも少なくありません。

●法的責任と道義的責任も負う

交通事故を起こした従業員本人が法的な責任を負うことは当然ですが、使用者や安全運転管理等の自動車の運行を直接管理する者が過労運転や積載制限違反運転等の違反行為を下命・容認した場合には、安全運転管理者等も懲役や罰金の刑事処分・使用された自動車は使用制限の行政処分を受けます。

平成26年5月には「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）」が新たに施行され、アルコールや薬物の使用、無免許運転などで死傷事故を起こした運転者には、最長20年の懲役が定められました。また、新法では、罰金・禁固だけでなく、必ず懲役の罰則が科されるなど厳罰化が図られています。最近では、薬物使用や持病の影響による事故も発生しており、ケースによっては事業主の責任が問われています。日頃から従業員の健康管理等のチェックは欠かせません。



●ときには従業員に対する責任も

交通事故による企業責任は社外の被害者に対してだけではありません。事故の原因が①長時間勤務や違法な残業による従業員の疲労の蓄積であったり、②健康診断を受けていないことを放置、また受けさせないで従業員が

運転中に急病等で事故を起こしたり、③労働者がケガや疾病で体調不良と知りながら運転させ事故を起こしたケースなどで従業員がケガを負ったり死亡したりすると、企業は労働基準法、労働者災害補償保険法、労働契約法等の使用者責任を負い、本人や遺族から労災保険で保障されない慰謝料等の損害賠償を請求されることもあります。

企業の自動車使用に伴う責任は今後ますます増大します。このリスク・ダメージを回避・軽減するマネジメントは不可欠です。

交通事故に伴う企業損失・責任

損失・責任	内 容
人的損失	従業員の死傷病による労働力の喪失・低下、代替要員の確保、従業員の士気の低下など
物的損失	社有車両の修理費用、新車再取得費用、運搬商品等の損失、施設等損壊など
利益損失	事故処理に伴う事務的費用の発生、時間的損失、自動車保険・労災保険の保険料の上昇、機会利益の喪失など
社会的信用損失	取引停止、顧客離れ、ビジネス機会の喪失、企業・商品へのイメージダウンなど
法的責任等	①刑事上、②行政上、③民事上の責任のほか、道義的責任の発生



「自動車運転死傷処罰法」とは？ 「危険運転致死傷罪」を刑法から標記の新法に移行し、さらに「酒・薬物・特定の病気の影響で正常な運転に支障が生じる恐れ」「酒・薬の発覚、免れるための逃走」等を新規定を盛り込んだ処罰法です。

マッサージや目薬、蒸しタオルなどで目をしっかりケアしよう！



パソコンや携帯電話が普及し長時間画面を見続ける機会が増えました。気づかぬうちに眼は酷使され疲労が蓄積しています。放っておくとドライアイや視力の低下、緑内障など目の病気に繋がります。しっかりケアすることが大切です。

目の疲れの分類

休息や睡眠によって回復する目の疲れを「疲れ目」状態といいます。また、目を使う仕事を継続することにより、休息や睡眠を十分にとっても回復しない状態で頭痛や肩こり、吐き気などの全身症状が現れることを「眼精疲労」といいます。

目の疲れによる主な症状と原因

目の疲れによる主な症状として、眼痛、充血、頭痛、イライラ、目のかすみ、肩こり、吐き気などがあります。

その原因として、眼鏡が合わない、パソコンやテレビゲームに長時間向かっている、その他全身疾患に伴うものや、心因性のもの・環境によるものがあります。単に環境だけでなく、背後に疾患を伴う場合がありますので早めに眼科で受診することが大切です。

手軽にできる疲れ目3つのケア

- ①目の周りを軽くマッサージする
(血行を良くする)

- ②目薬をさす(ドライアイの予防)
- ③蒸しタオルなどのアイケアグッズを利用して目を休める

目は毎日、苛酷な環境で働き続けています。日々の小さなケアで大切にしてください。

【目に良いとされる食べ物】

網膜の栄養(ビタミンA)	うなぎ、レバー、チーズ
目の疲れ、視神経の働きを助ける(ビタミンB群)	豚肉、鶏肉、鶏レバー、落花生
目の老化防止(ビタミンC、E)	ブロッコリー、トマト、キャベツ、かぼちゃ、ブルーベリーなど

ミートボールときのこのトマトソース煮込み

材料：2人分(写真は1人分)

- ひき肉(合挽きミンチ).....80g
- 玉ねぎ(みじん切り).....1/4個
- 卵.....1/2個
- 塩、こしょう.....少々
- 片栗粉.....適量
- 油.....適量



作り方

- ①玉ねぎをみじん切りにし、電子レンジでしんなりするまで温め、粗熱を取っておく。
- ②ボウルにひき肉、①の玉ねぎ、卵を入れてよく混ぜ合わせる。塩こしょうで味を調べ、均等に丸くまとめ片栗粉をつけて油で揚げる。
- ③別の鍋に油をひき、くし切りにした玉ねぎと石突をとったしめじを炒める。ブイヨンスープ、トマト缶を入れ、バジル、②のミートボールを入れて煮込む。器に盛り付け好みのハーブを添えていただく。



保険のことは、
日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyo.or.jp/>